

矢作川沿岸地区

南部幹線水路（農専）会下余水工基本設計業務

特 別 仕 様 書

東海農政局木曽川水系土地改良調査管理事務所

項目	内容	備考														
第1章 総則 (適用範囲) 第1－1条	<p>本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「地質・土質調査業務共通仕様書」(以下「調査共通仕様書」という。)及び「設計業務共通仕様書」(以下「設計共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>															
(目的) 第1－2条	<p>本業務は、全体実施設計「矢作川沿岸地区」における南部幹線水路(農専)の工事施工に資するための地質調査及び基本設計を行うものである。</p>															
(場所) 第1－3条	<p>本業務において対象とする南部幹線水路(農専)は、愛知県額田郡幸田町大草地先であり、「(別紙1) 対象施設」及び別添位置図に示すとおりである。</p>															
(土地への立入り等) 第1－4条	<p>作業実施のための土地の立入り等は、調査共通仕様書第1-15条及び設計共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合の補償は、受注者の責任において処理するものとする。</p> <p>なお、現地立入りに当たっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。</p>															
(一般事項) 第1－5条	<p>業務請負契約書、調査共通仕様書及び設計共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。</p> <p>(1)ボーリング及び土質等の調査位置は、別添詳細位置図のとおりである。</p> <p>なお、詳細については監督職員と現地立ち会いのうえ決定する。</p> <p>(2)作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。</p> <p>(3)受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。</p>															
(管理技術者) 第1－6条	<p>管理技術者は、設計共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業－農業土木又は農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木又は農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>農学</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木又は農業農村工学	農業	農業土木又は農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		
資格	技術部門	選択科目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木又は農業農村工学														
	農業	農業土木又は農業農村工学														
博士	農学															
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木															

項目	内容	備考														
(照査技術者) 第1－7条	<p>1 照査技術者は、設計共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木又は農業－農業農村工学</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木又は農業農村工学</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書(案)」(以下「照査手引書」という。)に基づき実施する。 また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1-7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。</p> <p>3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。</p>	資格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木又は農業－農業農村工学	農業	農業土木又は農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		
資格	技術部門	選択科目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木又は農業－農業農村工学														
	農業	農業土木又は農業農村工学														
博士	農学															
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木															
(担当技術者) 第1－8条	担当技術者は、設計共通仕様書第1-8条によるものとする。															
(配置技術者の確認) 第1－9条	<p>調査共通仕様書第1-10条及び設計共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び調査共通仕様書第1-11条及び設計共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。</p>															
(保険加入) 第1－10条	受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。															
第2章 作業条件 (設計条件) 第2－1条	<p>設計作業における設計条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 設計基本条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 会下余水工施設容量 1.166m³/s パイプライン設計流量 0.874m³/s ② 設計水位 <ul style="list-style-type: none"> ・取水点E L. 105.500m (坂崎吐水槽地点) ・分水点E L. 57.160m (久保田第1分水工地点) ・分水点E L. 65.100m (久保田第2分水工地点) 															

項目	内容	備考																
(参考図書) 第2-2条	<p>・引渡点E L. 92.300m (会下余水工地点)</p> <p>③ 冬期用水 期間 10月6日から翌年3月31日まで 流量 0.18m³/s</p> <p>本業務の実施に当たって参考にする図書は、設計共通仕様書第2-1条によるほか次表によるものとし、これ以外の図書を参考とする場合は監督職員と打ち合わせるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>名 称</th><th>発行所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」</td><td>(社) 農業農村工学会</td></tr> <tr> <td>2</td><td>土地改良事業計画設計基準 設計「パイプライン」</td><td>(社) 農業農村工学会</td></tr> </tbody> </table>	番号	名 称	発行所	1	土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」	(社) 農業農村工学会	2	土地改良事業計画設計基準 設計「パイプライン」	(社) 農業農村工学会								
番号	名 称	発行所																
1	土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」	(社) 農業農村工学会																
2	土地改良事業計画設計基準 設計「パイプライン」	(社) 農業農村工学会																
(貸与資料等) 第2-3条	本業務の貸与資料は次表のとおりとし、これ以外に必要な資料があるときは、監督職員と打ち合わせるものとする。																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>名 称</th><th>数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">現況関係資料</td><td>土地改良施設整理台帳図面</td><td></td></tr> <tr><td>事業誌 (矢作川総合地区、新矢作川用水地区)</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">報告書</td><td>平成30年度 矢作川沿岸地区 施設計画検討等業務</td><td>1式</td></tr> <tr><td>令和5年度 矢作川沿岸地区 施設計画とりまとめ等業務</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>その他必要資料</td><td>1式</td></tr> </tbody> </table>	分類	名 称	数量	現況関係資料	土地改良施設整理台帳図面		事業誌 (矢作川総合地区、新矢作川用水地区)		報告書	平成30年度 矢作川沿岸地区 施設計画検討等業務	1式	令和5年度 矢作川沿岸地区 施設計画とりまとめ等業務	1式	その他	その他必要資料	1式	
分類	名 称	数量																
現況関係資料	土地改良施設整理台帳図面																	
	事業誌 (矢作川総合地区、新矢作川用水地区)																	
報告書	平成30年度 矢作川沿岸地区 施設計画検討等業務	1式																
	令和5年度 矢作川沿岸地区 施設計画とりまとめ等業務	1式																
その他	その他必要資料	1式																
(参考資料及び貸与資料の取扱い) 第2-4条	<p>第2-2条、第2-3条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>(1)参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2)参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3)貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。</p>																	
(関連業務) 第2-5条	本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>業務名</th><th>業務実施期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>矢作川沿岸地区 基準点測量他業務</td><td>令和7年4月～ 令和8年1月</td></tr> <tr> <td>2</td><td>矢作川沿岸地区 南部幹線水路（農専）実施設計他業務</td><td>令和7年7月～ 令和8年3月（予定）</td></tr> <tr> <td>3</td><td>矢作川沿岸地区 南部幹線水路（農専）実施設計その2業務</td><td>令和7年9月～ 令和8年3月（予定）</td></tr> </tbody> </table>	番号	業務名	業務実施期間	1	矢作川沿岸地区 基準点測量他業務	令和7年4月～ 令和8年1月	2	矢作川沿岸地区 南部幹線水路（農専）実施設計他業務	令和7年7月～ 令和8年3月（予定）	3	矢作川沿岸地区 南部幹線水路（農専）実施設計その2業務	令和7年9月～ 令和8年3月（予定）					
番号	業務名	業務実施期間																
1	矢作川沿岸地区 基準点測量他業務	令和7年4月～ 令和8年1月																
2	矢作川沿岸地区 南部幹線水路（農専）実施設計他業務	令和7年7月～ 令和8年3月（予定）																
3	矢作川沿岸地区 南部幹線水路（農専）実施設計その2業務	令和7年9月～ 令和8年3月（予定）																

項目	内容	備考
第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3－1条 (地質調査作業の留意点) 第3－2条 (設計作業の留意点) 第3－3条	<p>本業務における作業項目及び数量は、「(別紙2)作業項目内訳表」に示すとおりである。</p> <p>地質調査作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりである。</p> <p>(1)ボーリング調査 ボーリング調査の調査方法は、調査共通仕様書第3-3条に基づくものとする。</p> <p>(2)標準貫入試験 標準貫入試験は、各ボーリング箇所において地表1m地点より1m毎に実施するものとする。 なお、試験方法は、調査共通仕様書第5-3条に基づくものとする。</p> <p>(3)土質試験 採取した試料の土質試験は、特に定めがない限り共通仕様書第11-1条によるものとするが、詳細については、地盤材料試験法及び監督職員の指示による。</p> <p>(4)ボーリング成果 ボーリング成果は、調査共通仕様書第1-17条に基づき、地盤情報を別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けた上で、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。 なお、検定の申込に当たり、地盤情報の公開・利用の可否について、発注者と協議を行うこととする。</p> <p>設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。</p> <p>(1)設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。</p> <p>(2)電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(3)第2-2条、第2-3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(4)施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。</p> <p>(5)当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)及び新技術情報システム(NETIS)等を積極的に活用しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)については、https://www.nn-techinfo.jpを参照。 ・新技術情報システム(NETIS)は 	

項目	内容	備考
(業務写真における黒板情報の電子化) 第3－4条	<p>https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS を参照。</p> <p>(6) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。 なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。 • 「工事工種の体系化」は https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。</p> <p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。</p> <p>(1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参考すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。</p> <p>(2) 機器等の導入 ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。 なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>(4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時に URL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、</p>	

項目	内容	備考
第4章 打合せ (打合せ) 第4－1条	<p>直接経費に含まれる。</p> <p>調査共通仕様書第1-9条及び設計共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。</p> <p>また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ (ボーリング調査終了時、基本条件整理の段階) 第3回 中間打合せ（計画・設計の検討段階） 第4回 中間打合せ（施工計画立案の段階） 最終回 報告書原稿作成段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。</p> <p>その際、管理技術者は、設計共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p>	
第5章 成果物 (成果物) 第5－1条	<p>成果物を調査共通仕様書第1-17条及び設計共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 成果物の電子媒体(CD-R等)正副2部 (2) 成果物の出力1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)</p>	
(成果物の提出先) 第5－2条	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>愛知県名古屋市昭和区安田通四丁目8番（安田庁舎） 東海農政局 木曽川水系土地改良調査管理事務所</p>	
第6章 契約変更 (契約変更) 第6－1条	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と請負者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第2-1条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。 (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係者協議等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合。 (7) その他</p>	
第7章 定めなき事項		

項目	内容	備考
(定めなき事項) 第7-1条	この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

(別紙1)

対象施設

名称：南部幹線水路（農専）

施設項目	構造形式等	数量
余水工	会下余水工 施設容量 1.166m ³ /s 水槽水位 最高水位 HWL=92.30m 最低水位 LWL=90.67m 既設：内空 15.0m×16.0m サブマージドディスクバルブ φ800 計画：全面改築、バルブ更新	1式
パイプライン区間	最大取水量 Q=0.874m ³ /s 大草第1工区（その2） PC管 φ1,000 No. 235+15.74 ~ No. 236+9.53 附帯施設 制水弁（第3号）	13.79m 1箇所
	小計	13.79m
	会下池工区 PC管 φ1,000 No. 236+9.53 ~ No. 238+13.65 STA 0+15.783 ~ STA 0+80.53	44.12m 64.747m
	小計	108.867m
	計	122.657m

(別紙2) 作業項目内訳表

I. 地質調査

作業項目	作業内容	作業 数量	項目 (※)	備考														
1. 地質調査																		
1-1 機械ボーリング調査	<p>施工位置は別図のとおりとし、詳細は別途指示する。機械ボーリング調査（$\phi 66\text{mm}$、オールコア）のボーリング深さは、以下の数量を想定している。ただし、基盤面（花崗岩・片麻岩等、N値50以上、$V_s=300\text{m/s}$以上を想定）を確認出来ない場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p style="text-align: right;">(単位：m)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査箇所</th> <th colspan="3">土質区分</th> </tr> <tr> <th>シルト</th> <th>軟 岩</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No. 1</td> <td>14.5</td> <td>3.0</td> <td>17.5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>14.5</td> <td>3.0</td> <td>17.5</td> </tr> </tbody> </table>	調査箇所	土質区分			シルト	軟 岩	計	No. 1	14.5	3.0	17.5	計	14.5	3.0	17.5	1式	調査
調査箇所	土質区分																	
	シルト	軟 岩	計															
No. 1	14.5	3.0	17.5															
計	14.5	3.0	17.5															
1-2 標準貫入試験	<p>標準貫入試験は、以下の回数を想定している。</p> <p style="text-align: right;">(単位：回)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査箇所</th> <th colspan="3">土質区分</th> </tr> <tr> <th>シルト</th> <th>軟 岩</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No. 1</td> <td>15</td> <td>3</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>15</td> <td>3</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table>	調査箇所	土質区分			シルト	軟 岩	計	No. 1	15	3	18	計	15	3	18	1式	調査
調査箇所	土質区分																	
	シルト	軟 岩	計															
No. 1	15	3	18															
計	15	3	18															
1-3 土質試験	<p>土質試験は、以下の項目・数量を想定している。</p> <p>ただし、土層の状況に応じて、試料数を変更する場合があることから、実施に当たっては監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査箇所</th> <th>土の粒度試験</th> <th>土粒子の密度試験</th> <th>土の含水比試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No. 1</td> <td>1試料</td> <td>1試料</td> <td>1試料</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1試料</td> <td>1試料</td> <td>1試料</td> </tr> </tbody> </table>	調査箇所	土の粒度試験	土粒子の密度試験	土の含水比試験	No. 1	1試料	1試料	1試料	計	1試料	1試料	1試料	1式	調査			
調査箇所	土の粒度試験	土粒子の密度試験	土の含水比試験															
No. 1	1試料	1試料	1試料															
計	1試料	1試料	1試料															
2. 解析作業	<p>(1) 既存資料の収集・現地調査</p> <p>(2) 資料整理取りまとめ</p> <p>(3) 資料整理取りまとめ</p> <p>(4) 断面図等の作成</p> <p>(5) 断面図等の作成</p> <p>(6) 総合解析取りまとめ</p>	1式	解析 調査 解析 調査 解析 解析															

※ 「一般調査業務費」を調査、「解析等調査業務費」を解析とする。

II. 余水工基本設計

作業項目	作業内容	数量	備考
1. 現地調査	基本設計に必要な調査を行う。	1式	
2. 資料の検討	基本設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	1式	
3. 設計計画		1式	
3-1. 基本条件の検討	概略実測資料に基づく水理構造設計の基本条件を決定する。	1式	
3-2. 形式・規模・構造の検討	形式、規模、構造を比較検討し、概略を決定する。	1式	
3-3. バルブ形式の検討	制御バルブの形式、配置等の検討を行う。	1式	
4. 水理計算	規模検討のための水理計算を行う。	1式	
5. 構造検討			
5-1. 構造計算	標準断面について、構造計算を行う。	1式	
5-2. 設計図作成	構造一般図、構造図、構造詳細図、土工図、仮設計画図を作成する。	1式	
6. 数量計算	土工、コンクリート、型枠、附帯工、仮設施設等の数量計算をする。	1式	
7. 施工計画	工事用進入路計画、仮締切工、工事用道路計画、工程計画、施工順序、方法、主要仮設等の基本骨子を作成する。	1式	
8. 概算工事費積算	主要単価を作成し、概算工事費を算定する。	1式	
9. 総合検討	上記作業について総合的に検討を行い、今後の作業についてコメントを付記する。	1式	
10. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1式	
11. 点検取りまとめ	水理・構造計算、図面の点検、数量計算の主要部分の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。	1式	

III. パイプライン基本設計

作業項目	作業内容	数量	備考
1. 現地調査	基本設計に必要な調査を行う。	1式	
2. 資料の検討	基本設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	1式	
3. 設計計画			
3-1. 基本条件の検討	概略実測資料に基づく水理構造条件を決定する。	1式	
3-2. 規模構造の検討	管種、管径について概略の比較をする。	1式	
4. 水理計算	規模検討のための水理計算を行う。		
4-1. 定常水理解析	標準断面による水理計算を行う。	1式	
5. 構造検討	標準断面における内外厚荷重に対する構造計算を行い、管種選定図を作成する。	1式	
6. 構造図作成	タイプ別標準断面及びスラストブロック標準断面図を作成する。	1式	
7. 附帯構造物	主要部概略構造計算をして決定する。	1式	
8. 附帯施設構造図作成	構造一般図、構造配筋図を作成する。	1式	
9. 平面縦断図作成	平面縦断図に管径、管種区分、附帯工等を記入する。	1式	
10. 土工図作成	土工横断図を作成し、切盛土量を表示する。	1式	
11. 数量計算	土工、コンクリート、型枠、管、その他主要付帯工材料等の概略数量計算をする。	1式	
12. 施工計画	工程計画、施工順序、方法等の基本骨子を作成する。	1式	
14. 概算工事費積算	主要単価を作成し、概算工事費を算定する。	1式	
15. 総合検討	上記作業について総合的に検討を行い、今後の作業についてコメントを付記する。	1式	
16. 照査	水理・構造計算、図面の点検、数量計算の主要部分の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。	1式	
17. 点検取りまとめ	水理構造計算、図面の点検、数量計算の主要部分の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。	1式	